

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

修正案	旧条文
<p>附則</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律</u>（平成二十四年法律第 号。以下「消費税法改正法」という。）附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法 附則第十九条 の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法 第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。</p> <p>3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 消費税法改正法 附則第五条第六項（消費税法改正法 附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等</p>	<p>附則</p> <p>第四条 略</p> <p>2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律</u>（平成二十四年法律第 号。以下「消費税法等改正法」という。）附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。</p> <p>3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条又は第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等</p>

四 消費税法改正法 附則第五条第七項（消費税法改正法 附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け課税仕入れ

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第五条 新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間（地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法

四 消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第五条 新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が施行日以後に終了する課税期間（地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法

律第 号) 附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 略

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行つた前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法 附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法 附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法 附則第五条第六項(消費税法改正法 附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第七項(消費税法改正法 附則第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定若しくは消費税法改正法 附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法 第二条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)(第三章の

律第 号) 附則第五条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 略

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行つた前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六條の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第五条第六項(消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第七項(消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定若しくは消費税法等改正法 附則第十四条第四項若しくは第二十六條の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法等改正法 第二条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。)(第三章の

規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

口 略

2
2
6
略
第十条 略

2 前項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「二十七年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 略

三 消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産

規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

口 略

2
2
6
略
第十条 略

2 前項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十条の規定に基づく政令の規定により、消費税法等改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「二十七年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 略

三 消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産

産の譲渡等

四 消費税法改正法 附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第五条第七項（消費税法改正法 附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第十一条 二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八

産の譲渡等

四 消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第七項（消費税法等改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る課税仕入れで政令で定めるもの

第十一条 二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八

十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合には、当該控除しきれなかつた金額）」、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合には、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）を控除しきれなかつた金額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）を控除して得た譲渡割額」とする。

一 略

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次の八に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行つた附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法 附則 第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法 附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法 附

十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合には、当該控除しきれなかつた金額）」、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）を控除しきれなかつた金額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号八に掲げる金額から同項第二号八に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）を控除して得た譲渡割額」とする。

一 略

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次の八に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行つた附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則 第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附

則第五条第六項（消費税法改正法 附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法 附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法 附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

□ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法 附則第十五条の規定、消費税法改正法 附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費税法改正法 附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法 附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法 附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第五条第六項（消費税法改正法 附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法 附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法 附則第十六条第一項に

則第五条第六項（消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

□ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する二十七年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法等改正法附則第十五条の規定、消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第六項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項に

において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法 附則第十九条 の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法 第三条の規定による改正後の消費税法（八において「二十七年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

八略

2）6略

（地方消費税率の引上げに当たつての措置）

第十九条 地方消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2| 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3| この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たつての経済状況の

において読み替えて準用する消費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法等改正法第三条の規定による改正後の消費税法（八において「二十七年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イから八までに掲げる消費税額の合計額

八略

2）6略

（地方消費税率の引上げに当たつての措置）

第十九条 地方消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2| この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たつての経済状況の

判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。